

岩内町役場庁舎等建設基本計画

岩 内 町

平成23年11月

も く じ

1. はじめに

- 1-1. 基本計画の目的…………… 1
- 1-2. 基本計画の位置づけ…………… 2
- 1-3. 基本構想の整理…………… 3

2. 新庁舎等の施設整備の考え方

- 2-1. 新庁舎等の施設整備の基本的な方向性…………… 5
- 2-2. 新庁舎等に求められる主要な機能…………… 6
- 2-3. 町民の健康保持・増進…………… 12
- 2-4. 新庁舎等の敷地利用計画…………… 14
- 2-5. 新庁舎等の規模と構成…………… 22
- 2-6. 設備の考え方…………… 39

3. 事業計画

- 3-1. 事業費…………… 42
- 3-2. 財源確保の見通し…………… 42
- 3-3. 事業スケジュール…………… 43

資料

- 1. 検討の状況
- 2. 役場庁舎建設等検討会名簿
- 3. 役場庁舎建設等検討会作業部会名簿

1. はじめに

1-1. 基本計画の目的

昭和33年に竣工した現庁舎は、建築から50年以上が経過し、建物や各種設備の老朽化による高度情報化への対応の限界、バリアフリー対応への不足といった問題を抱えています。また、現庁舎の狭さは、町民サービスや行政効率の低下を招く要因となっています。さらに、平成21年に実施した耐震診断では耐震性の不足が指摘され、現庁舎は、地震時の安全面やあらゆる災害時における防災拠点としての機能を担う上で問題があり、早期の対応が求められています。

このように、現庁舎は耐震性をはじめ様々な問題を抱え、庁舎の利便性やサービスの低下、円滑な行政運営に支障を来しています。このような中で、これらの課題に的確に対処するため、平成22年度に策定した「岩内町役場庁舎建設基本構想」を基に、新庁舎等の具体的な機能などをより明確にすることを目的に、新庁舎等建設基本計画を策定します。

【既設庁舎の問題点】

①耐震性の不足

現庁舎は、昭和56年に施行された現行の耐震基準以前に建設されており、平成21年度に実施した耐震診断調査においては、建物の耐震性が基準を大きく下回っており、人命に関わる建物被害が発生する可能性が非常に高いことが明らかになりました。

②施設・設備の老朽化

建物は、全体的に老朽化が進んでおり、危険箇所などについては、随時修繕を行っていますが、抜本的な構造改修が困難な箇所もあります。

また、暖房・衛生・排水設備等の補修を繰り返しながら対応しており、維持管理費が嵩んでいる状況にあります。

③庁舎等の狭さ

現庁舎は、建設時に比べ、行政事務の拡大や職員数の増加に伴い事務室が狭くなっており、町民からの各種申請・申告・相談などに対応するためのスペースを十分確保できない状況にあります。さらに、職員の打合せや作業スペース不足なども発生しています。

また、駐車場は窓口の繁忙期や会議などの開催が重なる場合には、満車状態になり、駐車場所の確保が難しい状況にあります。

④バリアフリー化への対応が困難

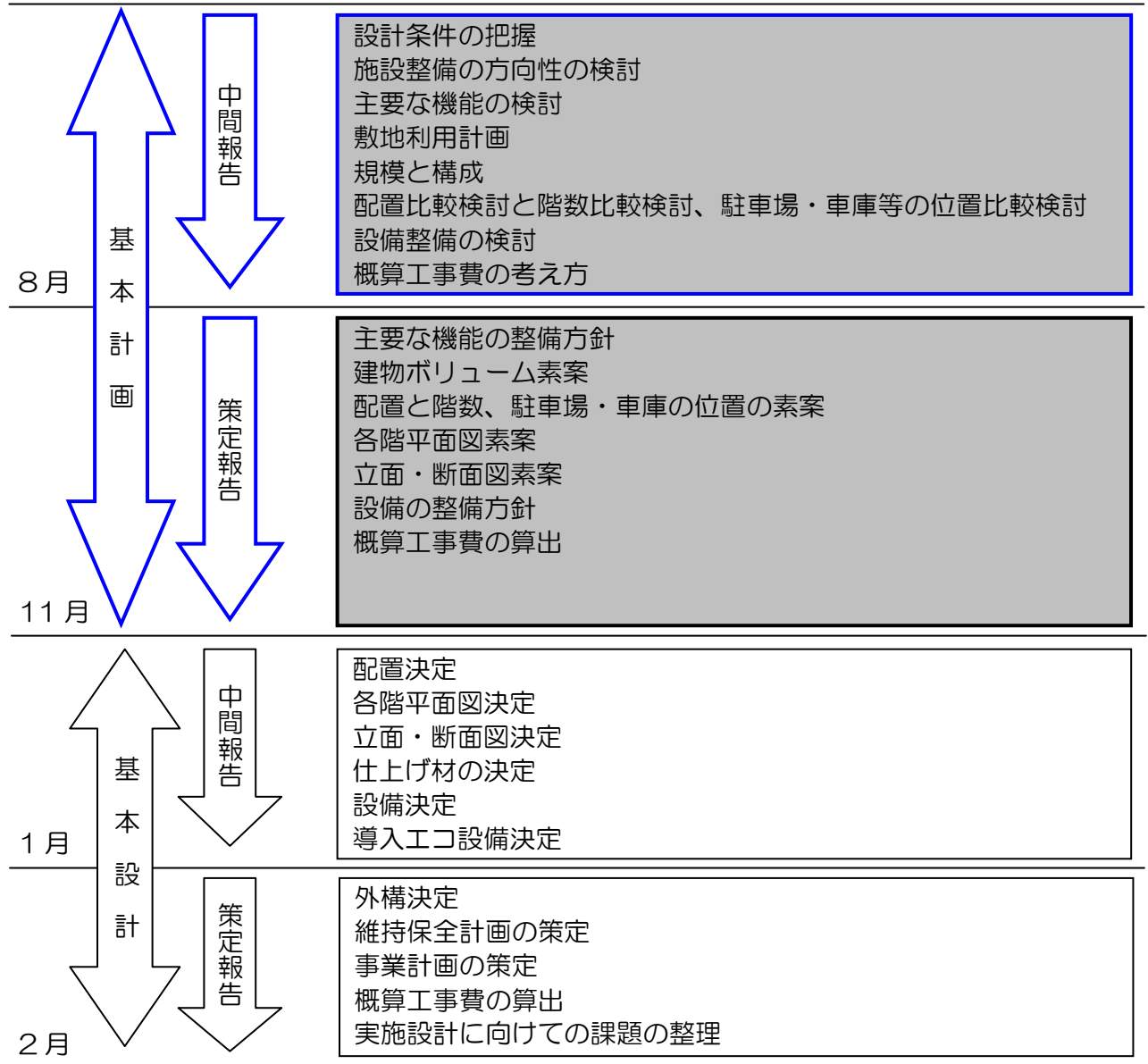
現庁舎は、エレベーターや障がい者用トイレの設置などバリアフリー化への対応がされておらず、高齢者や障がい者への配慮が十分ではありません。

⑤高度情報化対応への限界

現庁舎は、IT機器の設置やシステム配備に伴うスペース、電気容量などが不足しています。今後、高度情報化への対応がますます求められますが、情報ネットワーク環境の拡張には限界があります。

1-2. 基本計画の位置づけ

平成22年度に策定された基本構想を基に、設計条件の整理を行い、具体的な敷地利用・建物配置計画の検討を行います。また、必要な機能整備の考え方を整理し、今後行う基本設計の基礎的な条件を整理することを目的とします。



1-3. 基本構想の整理

基本構想における施設整備の内容は、以下のように整理されました。



■図1 建設位置図

■表1 敷地の概要

項目	概要
1 所在地	岩内郡岩内町字高台134番1
2 敷地面積	8,256.17㎡
3 地域地区	第2種住居地域・法22条区域
4 容積率/建ぺい率(%)	200/60
5 日影規制	10mライン：2.0時間、5mライン：3.0時間
6 接道道路幅員	南面22.0m、西面18.18m、北面18.18m、東面21.82m
7 周辺施設	南面：簡易裁判所、西面：戸建住宅、北面：蓮華寺、東面：光照寺
8 敷地の高さ(標高E.L)	E.L+19.2(南北面の道路に勾配があるため、敷地西側が周辺よりも高い)

■表2 計画諸元一覧

項目		計画諸元																								
1	計画人口	13,000人																								
2	新庁舎に求められる主要な機能	① 防災拠点機能 ② 窓口機能 ③ 執務機能 ④ 情報受発信機能 ⑤ 議会機能 ⑥ 多くの町民への対応可能なスペース ⑦ 維持・管理機能																								
3	新庁舎に配置する職員数	159人（特別職含む）																								
4	新庁舎に導入する部署及び職員数	<table border="1"> <tr><td>特別職</td><td>3人</td></tr> <tr><td>総務財政課</td><td>23人</td></tr> <tr><td>保健福祉課</td><td>26人</td></tr> <tr><td>住民課</td><td>11人</td></tr> <tr><td>税務課</td><td>16人</td></tr> <tr><td>出納課</td><td>3人</td></tr> <tr><td>建設住宅課</td><td>21人</td></tr> <tr><td>上下水道課</td><td>14人</td></tr> <tr><td>企画産業課</td><td>17人</td></tr> <tr><td>議会事務局</td><td>4人</td></tr> <tr><td>教育委員会</td><td>13人</td></tr> <tr><td>合計</td><td>151人</td></tr> </table> <p>（人数の合計 151人と上記職員数 159人との差8人については、保健センターに配置）</p>	特別職	3人	総務財政課	23人	保健福祉課	26人	住民課	11人	税務課	16人	出納課	3人	建設住宅課	21人	上下水道課	14人	企画産業課	17人	議会事務局	4人	教育委員会	13人	合計	151人
特別職	3人																									
総務財政課	23人																									
保健福祉課	26人																									
住民課	11人																									
税務課	16人																									
出納課	3人																									
建設住宅課	21人																									
上下水道課	14人																									
企画産業課	17人																									
議会事務局	4人																									
教育委員会	13人																									
合計	151人																									
5	議員数	16人																								
6	延床面積	3,600㎡程度																								
7	相談室	10㎡×4室＝40㎡																								
8	打合せスペース	6㎡×9箇所＝54㎡																								
9	多くの町民への対応可能なスペース	200㎡×1室＝200㎡																								
10	公用車台数	40台																								
11	公用車車庫及び駐車場	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>台数</th> <th>1台あたりの面積</th> <th>総面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入庫対象</td> <td>10台</td> <td>25㎡/台</td> <td>250㎡</td> </tr> <tr> <td>入庫対象外</td> <td>30台</td> <td>20㎡/台</td> <td>600㎡</td> </tr> </tbody> </table>	分類	台数	1台あたりの面積	総面積	入庫対象	10台	25㎡/台	250㎡	入庫対象外	30台	20㎡/台	600㎡												
分類	台数	1台あたりの面積	総面積																							
入庫対象	10台	25㎡/台	250㎡																							
入庫対象外	30台	20㎡/台	600㎡																							
12	来庁者用駐車場	60台																								
13	職員用駐車場	100台（敷地面積との関係から、台数については今後検討）																								
14	駐輪場台数	<table border="1"> <tr><td>来庁舎用駐輪場</td><td>10台</td></tr> <tr><td>職員用駐輪場</td><td>30台</td></tr> </table>	来庁舎用駐輪場	10台	職員用駐輪場	30台																				
来庁舎用駐輪場	10台																									
職員用駐輪場	30台																									
15	保健センター	1,000㎡程度																								

2. 新庁舎等の施設整備の考え方

2-1. 新庁舎等の施設設備の基本的な方向性

(1) 誰もが利用しやすい庁舎

- 1) 町民にとってわかりやすい施設づくり
- 2) 利用者にやさしい施設づくり
- 3) 執務環境を考慮した施設づくり

(2) 防災拠点としての役割を果たす庁舎

- 1) 耐震性に優れた施設づくり
- 2) 災害時に災害対策本部としての機能を発揮する施設づくり
- 3) 災害時に災害対応の中継地として機能する施設づくり

(3) 機能性・効率性を重視した庁舎

- 1) 建設費用の抑制を目指した施設づくり
- 2) 経済効率の高い施設づくり

(4) 省資源・省エネルギー対策など環境に配慮した庁舎

- 1) 環境負荷を低減させる施設づくり
- 2) 自然エネルギーを利用する施設づくり

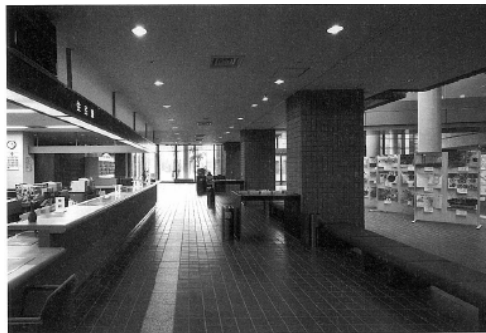
2-2. 新庁舎等に求められる主要な機能

(1) 窓口機能

- ・ 1階玄関ホール近くに利用の多い窓口業務を可能な限り集約し、各種証明書（住居証明・税証明など）を発行する専用窓口の設置を目指すなど、来庁者の利便性や住民サービスの向上に配慮した計画とします。

〔1階に配置を検討する主な窓口業務〕

戸籍・住民票・年金・環境衛生（墓地、ごみ、防犯灯）・税務・出納
防災行政無線・公営住宅・水道・医療保険・社会福祉・介護保険・保健指導



窓口イメージ

- ・ 誰もがわかりやすい案内表示・誘導表示の設置を行い、窓口利用者の案内性に配慮します。
- ・ 窓口は、誰もが利用しやすく、町民と職員がコミュニケーションをとりやすいようにローカウンターの設置を基本に計画します。また、単純な申請や発行などは、ハイカウンターで対応できるように計画します。車いす対応の記載台も計画します。



ローカウンターイメージ

- ・ 窓口カウンターの隔てや相談スペースを整備し、個人情報を守られ町民が安心して手続きや相談などが行えるよう計画します。
- ・ 子供連れの方が安心して利用できるよう、キッズスペースや授乳室などの整備を計画します。

(2) 多くの町民への対応可能なスペース

- ・町民が気軽に庁舎を訪れ、人と人のコミュニケーションが生まれるようなパブリック空間を計画します。



ホールイメージ

- ・選挙や税申告事務など、町民への対応を可能とし、多目的な利用ができる会議室を計画します。
- ・エレベーター、多機能トイレの設置など、誰もが安心して使えるユニバーサルデザインに配慮した施設整備を計画します。



エレベーターイメージ

- ・高齢の方、障がいのある方、乳幼児を連れた方などに配慮したバリアフリーを基本とした整備を計画します。

〔整備項目〕

- ◇点状ブロック
- ◇手すり
- ◇段差のない床
- ◇通路幅
- ◇階段幅
- ◇障がい者等専用駐車場

(3) 執務機能

- ・ 窓口スペース、事務スペース、打合せ・会議スペースなど、利用形態に合わせて執務機能スペースを割りあてるよう計画します。
- ・ 日常的に必要なとなる打合せスペースを各課に設置できるよう計画します。
- ・ 会議室はオープンフロアを可動壁で間仕切りし、利用規模に応じた収容に配慮した計画とします。



会議室イメージ

- ・ 関係部署間の連携がとれるよう、オープンな執務空間を計画します。
- ・ 書類等の保管スペースについては、文書管理の改善に努めながら、必要最小限の整備を計画します。



移動書架イメージ

- ・ 空調や照明などの設備は、省エネルギーに配慮しつつ、職員が効率的、効果的に執務できるよう計画します。
- ・ 庁舎内のLAN環境への対応など、情報通信ネットワーク基盤の整備が図られるよう計画します。

(4) 情報受発信機能

- ・ 町の行政情報や観光情報を発信するため、町政に関する情報公開や観光コーナーなどのスペースの設置を計画します。

(5) 議会機能

- ・活弁な議会活動が行えるよう、情報通信環境や諸設備等の整備を計画します。
- ・開かれた議会を実現するため、議会中継を行う放送設備や傍聴席のバリアフリー化を計画します。

〔整備項目〕

- ◇音声の公開
- ◇映像配信
- ◇各席のマイク
- ◇議場全体の集音マイク

- ・議場は、議論の場にふさわしい環境づくりに努めます。
- ・委員会室は、各種会議等に対応できる施設整備を計画します。

〔整備項目〕

- ◇音響
- ◇スクリーン投影

- ・会派控室は、可動間仕切を設置して、会派の変更に対応し、会派会議や議員活動等を支える施設として整備を計画します。

(6) 防災拠点機能

- ・災害時に、災害対策本部として機能するために必要な防災関係機関等との通信情報設備や無線通信設備などを備えるよう計画します。
- ・災害時に、多目的利用ができる会議室を災害対策本部会議室として使用するため、通信機器の接続環境や映写可能な壁などを整備するほか、町長室及び防災関係部署の近くに配置するよう計画します。
- ・災害時応急物資の保管場所の設置を計画します。
- ・災害時に対応するための自家発電室や受水槽、排水槽などの整備を計画します。
- ・基本構想では、庁舎に災害対策本部機能を持たせていたが、災害発生時には保健センターも同様の機能を有する必要があると判断されます。そのため、災害時における災害対策拠点として機能を発揮できるよう、庁舎及び保健センターを整備します。それらの構造体、建築非構造部材や建築設備の耐震安全性については、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」、「建築構造設計基準及び同解説」における表3・表4の区分を目標に、被害を最小限に抑える施設づくりを計画します。

(7) 維持・管理機能

- ・セキュリティの確保や動線分離の観点から、来庁者の利用空間と執務空間との区分を計画します。
- ・閉庁日や夜間における個人情報などの漏洩防止策として、執務室内のセキュリティ対策を計画します。
- ・庁舎の敷地内の位置・向きに配慮した計画、高断熱・高気密の手法の検討や、省電力型機器等の採用による消費電力抑制など、環境負荷を低減させる手法について計画します。

〔建築計画項目〕

- ◇断熱サッシ・断熱型複層ガラスの導入
- ◇屋根面の外断熱工法

- ・自然換気・自然採光の有効利用を図ることとし、地中熱・太陽光などの自然エネルギー利用については、今後も補助制度や技術革新などの動向を見極めながら導入の可能性を検討していくこととします。
- ・社会情勢の変化に伴う行政組織の改編に対応できるよう、執務スペースに「柔軟性」や「ゆとり」を与えた計画及び設備の老朽化などに対応できるランニングコストを意識した仕上げ・設備計画とします。

〔計画項目〕

- ◇オープンな執務空間
- ◇十分な電気室・機械室空間の確保

- ・塩害を受ける可能性のある箇所については、塩害対策を計画します。

〔箇所〕

- ◇外壁廻りの金属を最小限に
- ◇設備機器の耐腐食性の確保

- ・内外装の仕上げなどは、汚れにくく、清掃が容易となるよう清掃方法を考慮したものを計画します。

■表3 耐震安全性の分類

分類	活動内容	対象施設	耐震安全性の分類		
			構造体	建築非構造部材	建築設備
災害応急対策活動に必要な施設	災害対策の指揮、情報伝達等のための施設	・指定行政機関が入居する施設 ・指定地方行政機関のうち地方ブロック機関が入居する施設 ・指定地方行政機関のうち東京圏、名古屋圏、大阪圏及び大震法の強化地域にある機関が入居する施設	I 類	A 類	甲類
		・指定地方行政機関のうち上記以外のもの及びこれに準ずる機能を有する機関が入居する施設	II 類	A 類	甲類
	救護施設	・被災者の救難、救助及び保護 ・救急医療活動 ・消火活動等	I 類	A 類	甲類
		・病院及び消防関係施設のうち上記以外の施設	II 類	A 類	甲類
避難所として位置づけられた施設	・被災者の受け入れ等	・学校、研修施設等のうち、地域防災計画において避難所として位置づけられた施設	II 類	A 類	乙類
人命及び物品の安全性確保が特に必要な施設	危険物を貯蔵又は使用する施設	・放射性物質若しくは病原菌類を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設	I 類	A 類	甲類
		・石油類、高圧ガス、毒物、劇薬、火薬類等を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設	II 類	A 類	甲類
	多数の者が利用する施設	・文化施設、学校施設、社会教育施設、社会福祉施設等	II 類	B 類	乙類
その他		・一般官庁施設	III 類	B 類	乙類

出典：官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説

■表4 耐震安全性の目標

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I 類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	II 類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。
	III 類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A 類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B 類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

出典：官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説

2-3. 町民の健康保持・増進

(1) 保健センターの整備の考え方

町民の健康の保持及び増進を図るための施設として、役場庁舎建設に合わせ、保健センターを整備します。

1) 保健センターの整備の目的

現在、岩内町においては、健康増進事業や母子保健事業等を実施する場合、専用の会場がないため、その都度、文化センターや老人福祉センターなど町内に分散する公共施設を使用しています。

しかし、状況に応じて使用する会場が変わるため、住民の利用しやすさや会場設営の面で利便性が低く、また、各担当部門の連携や事業間のつながり等においても機動性に欠ける嫌いがあります。

今後、健康づくり事業の効果を上げるためには、住民利用などの利便性を高めるとともに、行政組織の機動性を向上させることが必要であり、各事業を総合的・一体的に実施することが重要となります。

このため、様々な機能を一箇所に集約した「保健センター」を整備し、事業活動を行う専用の場を確保することとします。

高齢化の進行や生活習慣病の増加傾向の中、これからは住民一人ひとりに対する健康づくりへの支援がますます重要となります。

保健センターは、住民の健康の保持・増進を図るための身近な施設であり、健康づくり事業の拠点として大きな役割を担います。

※保健センターとは（法的位置付け）

「地域保健法」

第18条 市町村は、市町村保健センターを設置することができる。

2 市町村保健センターは、住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする施設とする。

2) 保健センターの役割

保健センターは、乳幼児から高齢者まで、すべての住民が健康で生き生きとした生活を送ることができるように、住民の生涯を通じた健康づくり事業を総合的・一体的に実施するための拠点となります。

このため、保健センターでは、各種担当部門が連携し合いながら、健康増進事業や母子保健事業、予防接種事業等のほか、介護予防事業や在宅生活支援事業、さらには介護保険事業など幅広い分野にわたる取り組みを行い、住民一人ひとりの健康の保持・増進を図ります。

また、災害時には、要援護者の一時的な避難施設として活用し、新庁舎に求められる災害対策拠点機能の一翼を担います。

3) 保健センターの機能

保健センターに必要な機能は、大きく3点となります。

- | | |
|-----------|-------------------------|
| ①サービス提供機能 | がん検診や予防接種、健康相談、介護予防事業など |
| ②住民活動支援機能 | 住民が自ら行う健康づくり活動への支援など |
| ③行政事務機能 | 事業の総合調整や窓口業務、情報提供など |

これら3つの機能を保健センターに備えることで、幅広い分野にわたる取り組みを総合的・一体的に実施することが可能となりますが、その一方では、限られた敷地や財源の中で、機能ごとに必要な専用のスペースをいかに確保するかが課題となります。

このため、役場庁舎と保健センターの一体整備による施設集約の利点を活かすとともに、健康増進活動や母子保健活動、介護予防活動、その他様々な活動における重複業務の整理を行い、スペースの共有化やスリム化を図る必要があります。

4) 保健センターに必要なスペース（活動室等）

以上を踏まえ、保健センターに必要なスペース（活動室等）は、次のとおりとします。

- | | |
|---------|--------------------------------------|
| ①検診室 | がん検診、特定健診、乳幼児健診、介護予防事業等を行う |
| ②診察室 | 検診時等の医師による診察を行う |
| ③保健指導室 | 検診後等の保健指導を行う |
| ④栄養指導室 | 栄養指導や離乳食教室等を行う |
| ⑤事務室 | 保健指導や介護福祉などの業務を行う |
| ⑥検診車車庫 | 検診車による検診を行う
(通常時は福祉バス車庫としての活用を検討) |
| ◇検診用トイレ | 役場庁舎1Fトイレとの兼用を検討 |
| ◇収納室 | 検診室への併設を検討 |
| ◇物品庫 | 検診室への併設を検討 |
| ◇会議室 | 検診室と栄養指導室の活用を検討 |
| ◇相談室 | 診察室と保健指導室の活用を検討 |
| ◇更衣室 | 保健指導室の活用を検討 |
| ◇授乳室 | 役場庁舎授乳室との共用を検討 |
| ◇展示コーナー | 役場庁舎1Fホールへの併設を検討 |

(2) その他

- ・ VOC（揮発性有機化合物）などの放出量の少ない建材を採用し、人体への影響を極力なくすよう配慮します。
- ・ 健康増進法における受動喫煙防止の観点から、庁舎内を全面禁煙とします。

2-4. 新庁舎等の敷地利用計画

(1) 配置計画の基本的な考え方

下記に示す2つの機能的ゾーンを明確にし、町民や職員にとってわかりやすく、利用しやすい配置計画を行います。

A. 庁舎・保健センターゾーン

B. 駐車場等ゾーン

- ・来庁者用駐車場

60台程度の屋外平面駐車場を計画します。

- ・公用車用駐車場

40台程度の屋外平面駐車場を計画します。

- ・公用車用車庫

10台程度の車庫を計画します。

- ・職員用駐車場

30台程度の屋外平面駐車場を計画します。

- ・来庁者用駐輪場

10台程度の屋外平面駐輪場を計画します。

- ・職員用駐輪場

30台程度の屋外平面駐輪場を計画します。

(2) 配置計画の方針

前項のゾーンを下記の方針に従い全体配置を計画します。

(図2 敷地周辺広域図 参照)

1) 新庁舎等のわかりやすさ

- ・敷地と周辺の道路等の高低差を利用して、市街地から新庁舎等の位置がわかりやすい、認識しやすい計画とします。
- ・南面道路から新庁舎等の入口がわかりやすいように計画します。

2) 新庁舎等へのアクセスのしやすさ

- ・新庁舎等の利用者は全方向から訪れるため、それに対応する配置を計画します。
- ・歩行者に配慮した敷地内への階段やスロープなどの整備を計画します。
- ・利便性向上を図るため、バス停の設置等、バス事業者等との協議・検討を進めます。

(図3 敷地周辺図と敷地概要 参照)

3) 駐車場の利用しやすさと安全性の確保

- ・周囲の道路は勾配を持っているため、冬期のスリップ等を考慮し、交差点から極力離れた出入口を計画します。
- ・できる限りフラットな出入口を計画し、安全性に配慮します。
- ・東面道路は新庁舎等利用者、利用車両や検診車両の出入りを考慮し、道路の必要幅員を検討します。

(図4 道路整備計画図 参照)

4) 公用・私用車両動線の分離

- ・公用車、検診車両動線と来庁者車両動線をできる限り分離し、安全性に配慮します。

5) 周辺環境への配慮

- ・新庁舎等の建物が、周辺の建物や道路通行者などに圧迫感を与えないよう配慮します。

6) バリアフリーや安全性への配慮

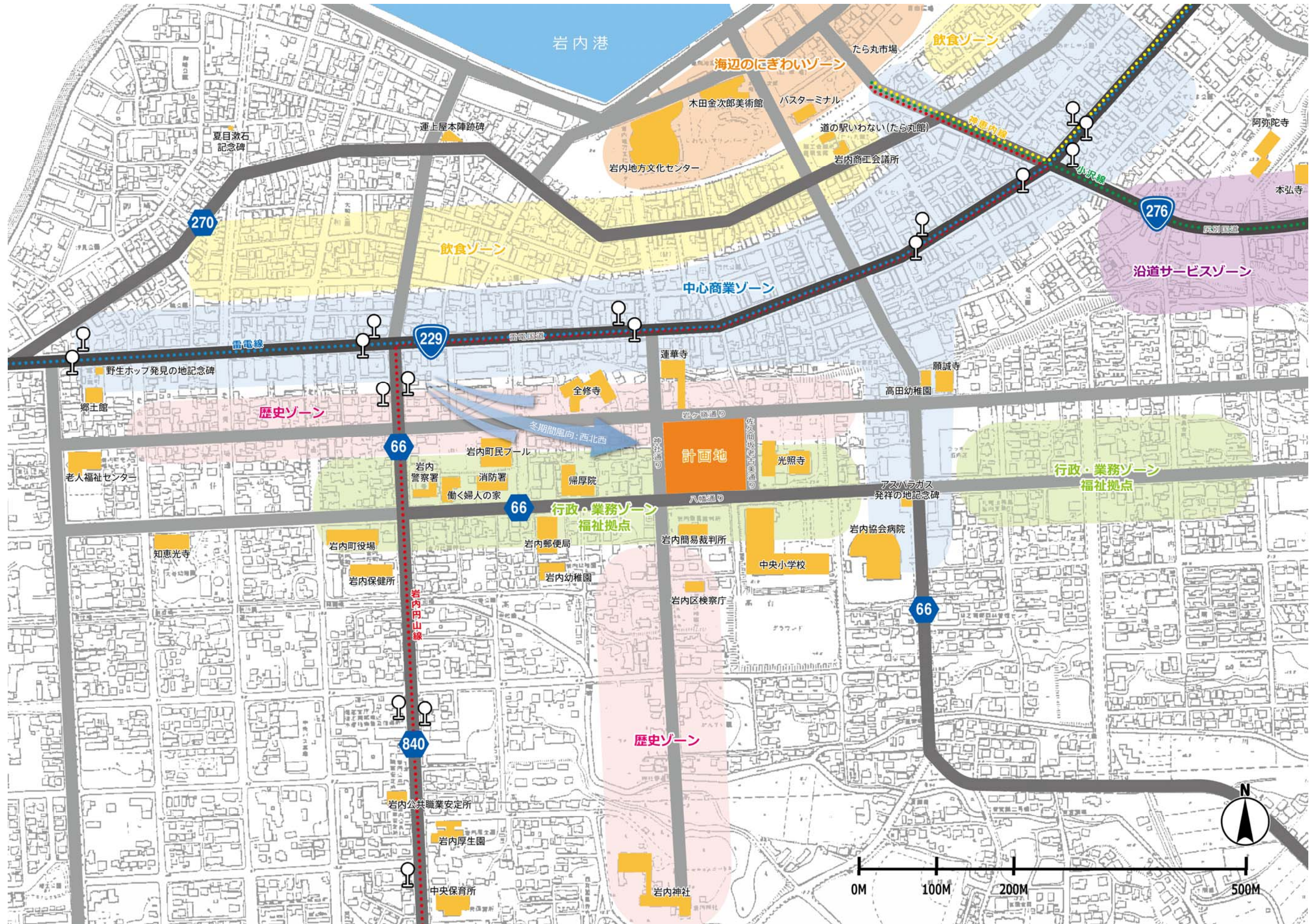
- ・身体の不自由な方、妊娠中の方などに対応する駐車帯を新庁舎等の入口付近に配置するよう計画します。
- ・敷地周囲の歩道から新庁舎等の入口まで歩道を整備し、歩行者と車両の分離による安全性確保に配慮します。
- ・階段は上り下りしやすいよう適切な蹴上げ、踏面の設定を計画します。
- ・点状ブロックなどの設置により、新庁舎等の敷地外から建物内までの円滑な誘導方法を計画します。

7) 災害時への配慮

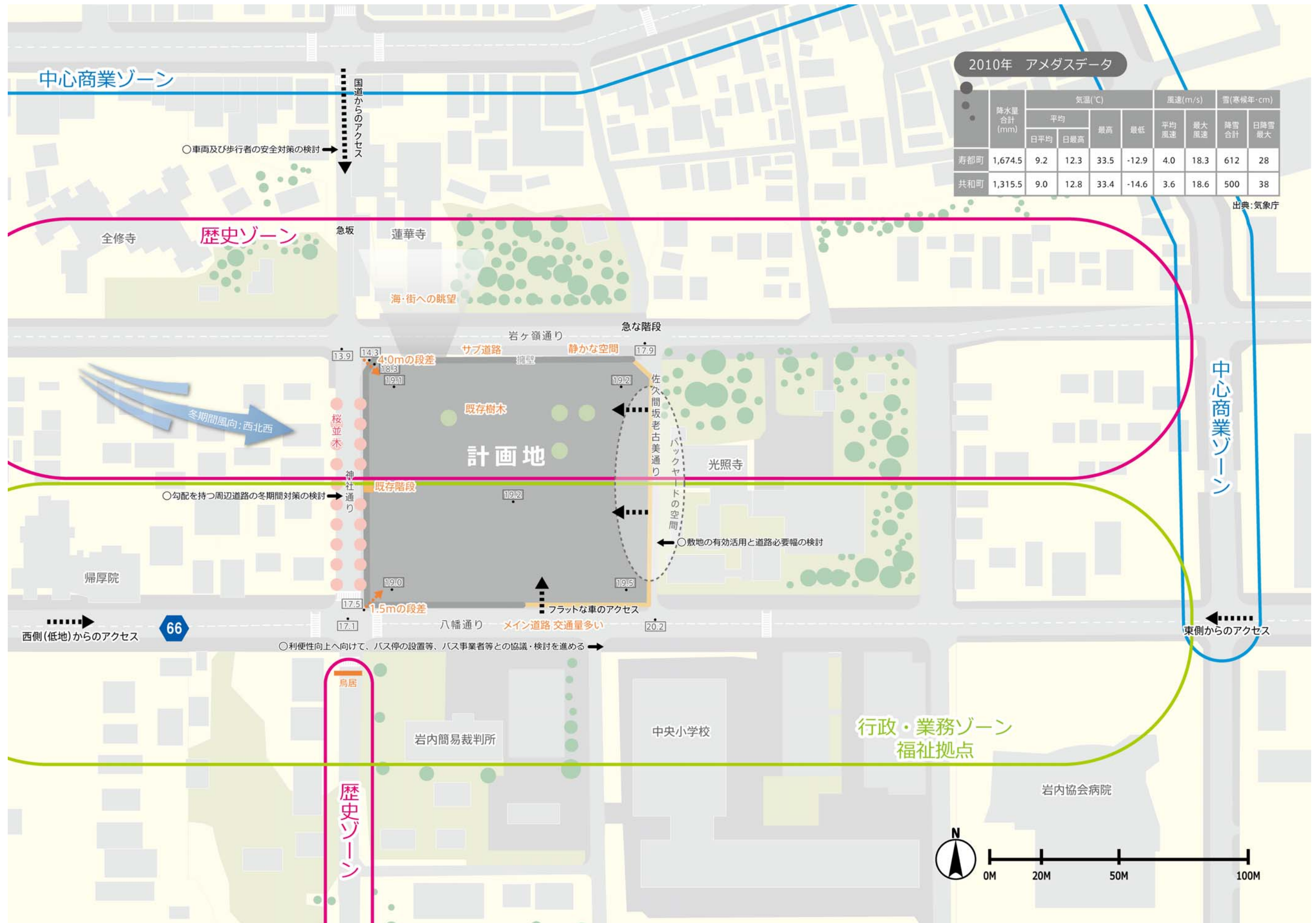
- ・駐車場は災害対応支援者などの活動拠点となるため、その利用に配慮した計画とします。
- ・検診車庫、公用車庫は災害支援物資の中継所としての利用を想定し、大型車両が近寄れるよう配慮します。

8) 環境負荷への配慮

- ・周囲の高低差をふまえ、建設土の場外搬出を少なくする建設レベルの検討を行います。



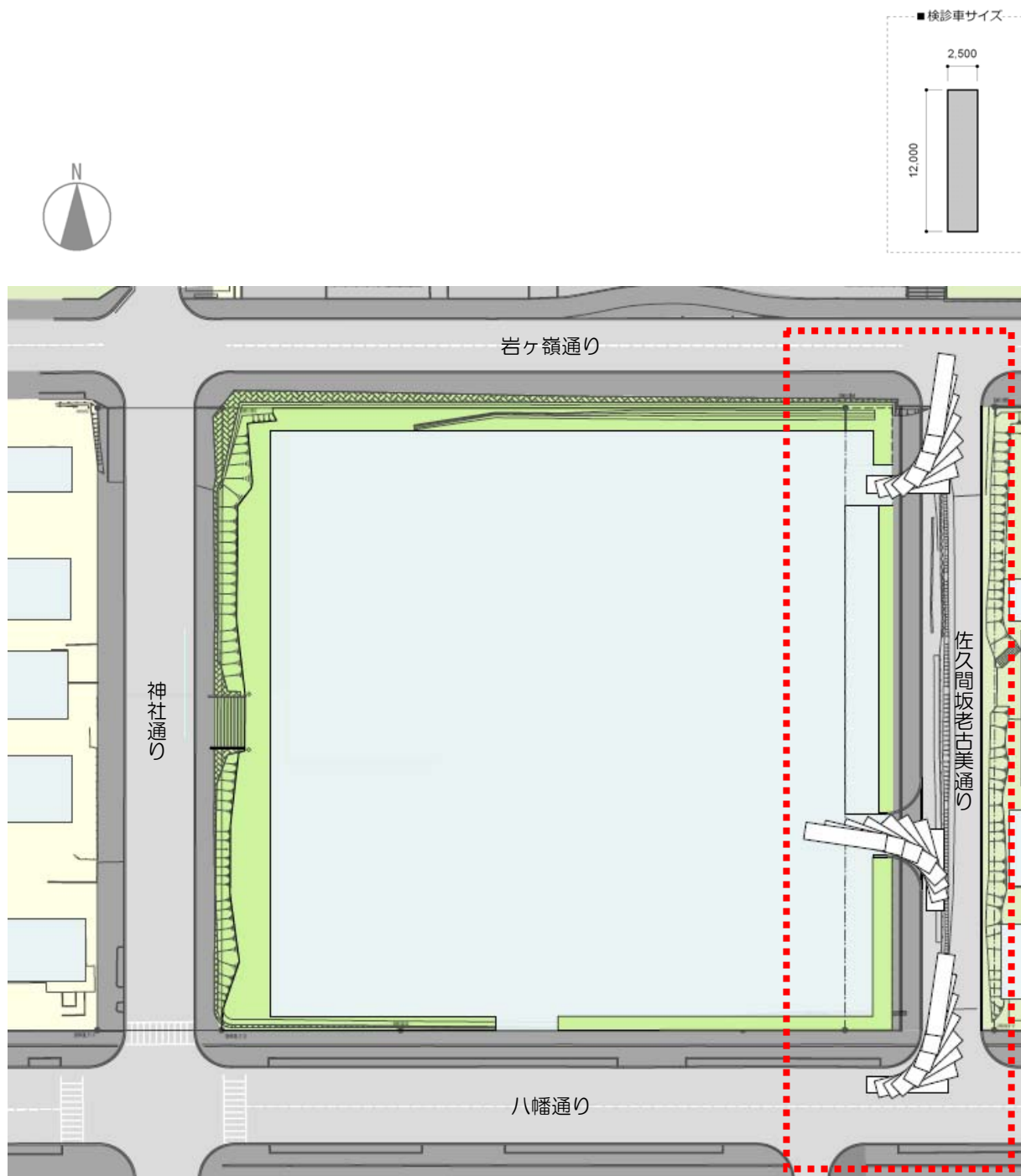
■図2 敷地周辺広域図



■図3 敷地周辺図と敷地概要

■道路（敷地東側道路）整備の計画

新庁舎等敷地東面に隣接する未改良道路（町道 佐久間坂老古美通り）については、現状の利用状況や検診車及び災害時等の大型車両の走行軌跡等を考慮し、道路整備を計画します。



■図4 道路整備計画図

2-5. 新庁舎等の規模と構成

(1) 新庁舎等の規模

新庁舎等の規模については、基本構想における各室の面積をベースに、執務室は1人当たり約7㎡を目安とし、おおよその面積を想定します。

■表5 面積比較表

□…議会関係 □…庁舎 □…保健センター □…庁舎・保健センター共用

	室名	既存面積 (㎡)	基本構想 必要面積(㎡)	基本計画 面積(㎡)	備考		
庁舎	議会関係	議場	200.0	200.0		会期50日、開催日数22日(平成22年)	
		委員会室	91.4	91.4		委員会126回、協議会27回(平成22年)	
		応接室					
		議長室	41.4	41.4			
		会派室	88.1	88.1			
		議会事務局	33.5	33.5		職員 計4人	
		図書室	28.1	28.1			
		小計	482.5	482.5	500.0		
	その他 執行機関	監査委員室・選挙管理委員会室	21.9	21.9	30.0		
		小計	21.9	21.9	30.0		
	特別職関係	町長室	39.6	50.0	40.0		
		副町長室	23.5	23.5	30.0		
		教育長室		40.0	30.0		
		小計	85.1	113.5	100.0		
	事務関係	総務部 総務財政課	94.6			職員 計23人	
		総務部 税務課	54.6			職員 計16人	
		出納	35.2			職員 計3人	
		金庫	10.5				
		民生部 住民課	58.4			職員 計11人	
		企画経済部 企画産業課	100.9			職員 計17人	
		建設水道部 建設住宅課	144.2			職員 計21人	
		建設水道部 上下水道課	110.1			職員 計14人	
		教育委員会 教育課				職員 計13人	
		事務スペース計		963.0			
		打合せコーナー計		54.0			
	小計	608.5	1,017.0	910.0			
	会議室等	第一会議室	25.2	25.2	30.0	※多くの町民への対応可能なスペースとする	
第二会議室		31.0	31.0	30.0			
第三会議室		59.6	59.6	60.0			
第四会議室		65.5		30.0			
小会議室(第五会議室)		27.0	27.0	30.0			
小計		208.3	142.8	180.0			
その他	印刷室	11.9	11.9	50.0			
	通信室	12.6	12.6	15.0			
	書庫	122.4		150.0			
	防災備蓄庫(倉庫)	7.1	181.7				
	図面庫	8.9		10.0			
	物置	17.7	18.5	20.0			
	コンピューター室	20.3	20.3	20.0			
	電算室		65.0				
	当直室 給湯室	17.4	40.3	30.0			
	図書閲覧室	16.6		10.0			
	その他	69.6		25.0			
小計	304.5	350.3	330.0				

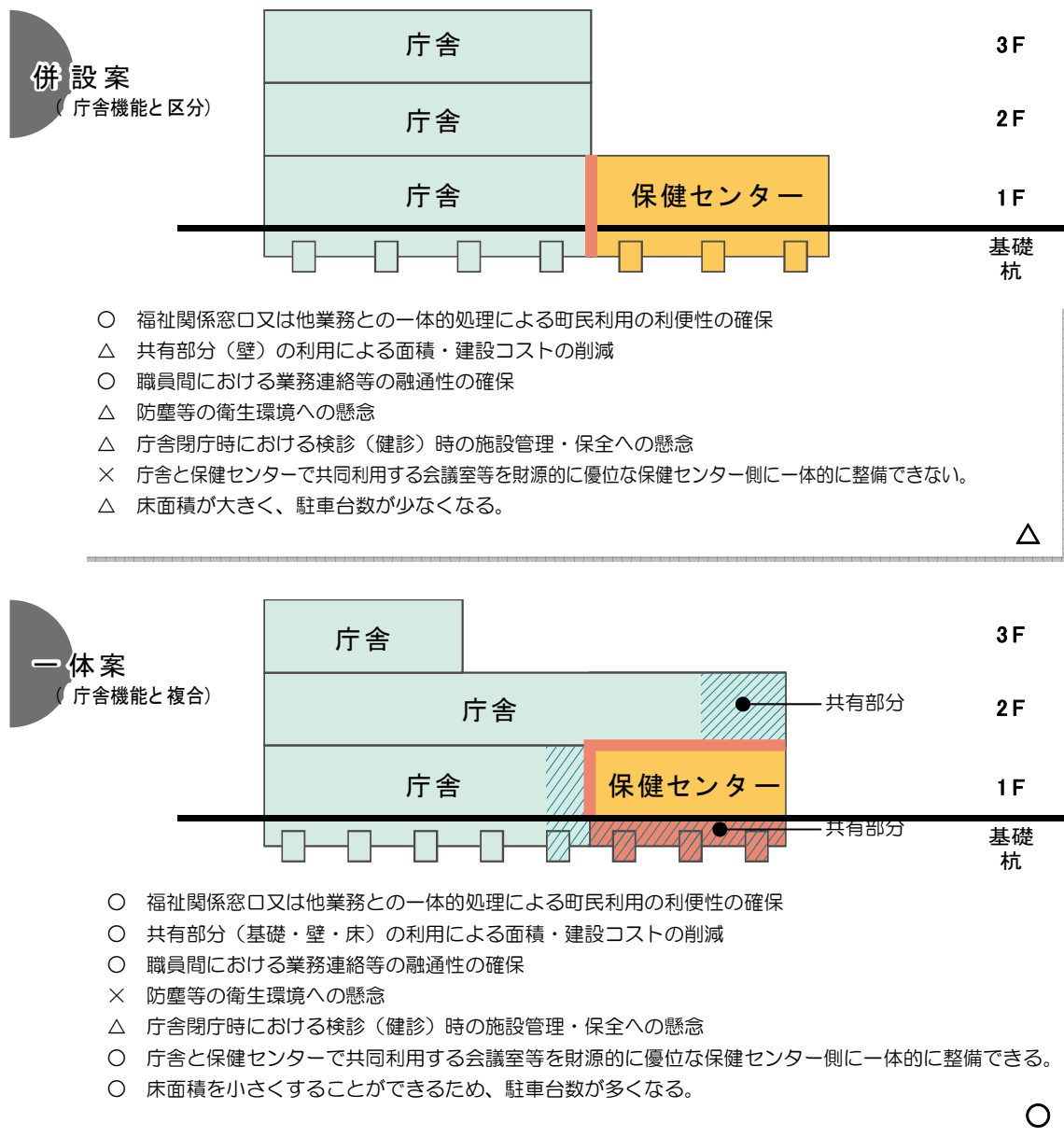
	室名	既存面積 (㎡)	基本構想 必要面積(㎡)	基本計画 面積(㎡)	備考	
庁舎	福利厚生	休養室		30.0	30.0	
		職員更衣室		75.5	80.0	
		福利厚生室			30.0	
		小計		105.5	140.0	
	町民対応	多くの町民への対応可能なスペース		200.0	※	第一～第三会議室とする
		相談室	6.5	40.0	30.0	
		ロビー・ホール	108.7	200.0		
		小計	115.2	440.0	30.0	
	町民関連	パブリック空間				
		窓口待合				
		情報公開				
		キッズコーナー				
		情報発信				
		小計			310.0	
	機械関連	EPS				
		DS/PS				
		空調				
		機械室				
		電気室				
		自家発電				
ポンプ室						
受水槽室						
小計				300.0		
		庁舎執務計	1,826.0	2,673.5	2,830.0	
	庁舎共用スペース	928.0	926.5	920.0		
	庁舎合計	2,754.0	3,600.0	3,750.0		
保健センター	事務スペース		100.0	280.0	職員 計34人	
	保健指導室(兼 更衣室 兼 相談室)		63.0	60.0	診察室と一体利用可能	
	更衣室		80.0			
	相談室1		20.0			
	相談室2		20.0			
	診察室(兼 相談室)		26.0	26.0	保健指導室と一体利用可能	
	栄養指導室(小会議室 兼 給湯室)		63.0	50.0		
	検診室(兼 会議室)		240.0	240.0		
	検査室		31.0			
	授乳室		10.0	10.0		
		保健センター執務計		653.0	666.0	
		保健センター共用スペース		211.0	194.0	保健センター執務計の30%程度
		検診車庫		136.0	140.0	検診車2台 たら丸号等の保管
		保健センター合計		1,000.0	1,000.0	
	総計		4,600.0	4,750.0		

(2) 建物構成の比較検討

庁舎と保健センターの整備方針（建物構成の考え方）の比較検討を行った結果、『一体（庁舎機能と複合）案』を基本に計画します。

基本構想では、保健センターについては庁舎と同一の「災害応急対策活動に必要な施設」までの耐震強度を必要としないと考え、建設コスト上のメリットも踏まえて、一般官庁施設としての耐震構造で整備する、保健センターを併設する案の方向性を示していました。しかし、施設全体において災害対策拠点としての役割を最大限に果たす必要があるとの観点から、検討を重ねた結果、保健センターについても庁舎と同一の耐震構造を有するべきであると判断いたしました。

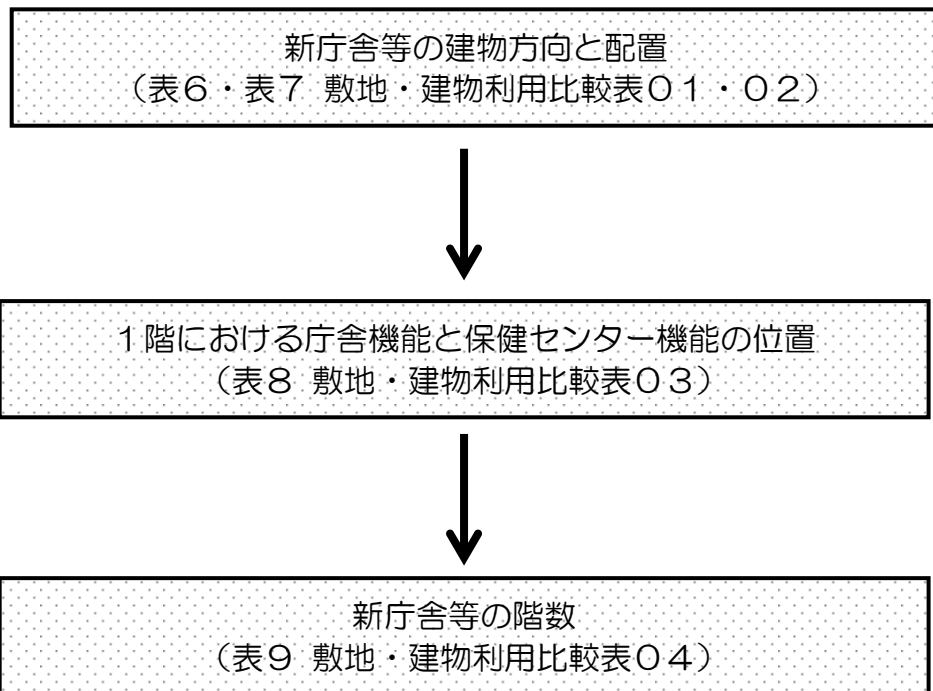
設計にあたっては、室の共有化による面積減によって、全体として建設コスト増にはならないよう配慮します。



■ 図5 建物構成の比較

(3) 敷地利用及び階数の比較

新庁舎等・駐車場の配置及び階数等について、下記のフローに従い比較検討を行います。



(4) 新庁舎等の構成

1) 新庁舎等の位置比較検討

新庁舎等を敷地のどの位置に配置するかを下記のポイントを踏まえ、比較検討した結果、新庁舎等の向きは『東西方向』、位置は『敷地北側もしくは、中央配置』とします。

ポイント 1 (P1)：駐車場への入口は、南面道路中央より東側及び東面道路
 ポイント 2 (P2)：周辺建物との配置（前面道路と建物向きなど）の協調性
 ポイント 3 (P3)：利用者の案内性

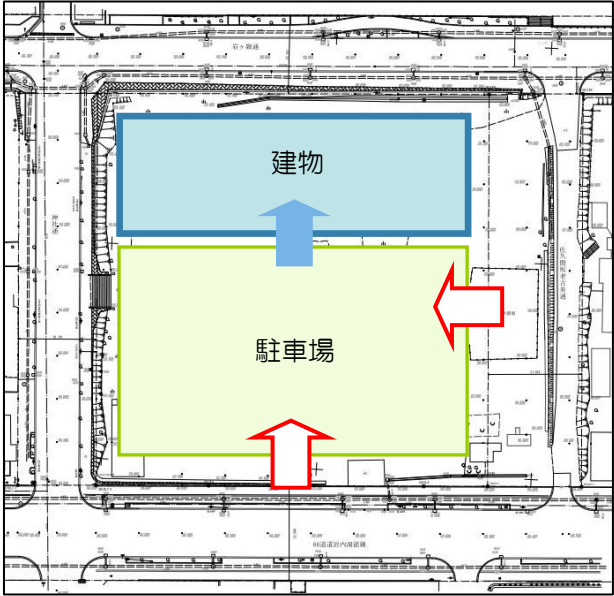
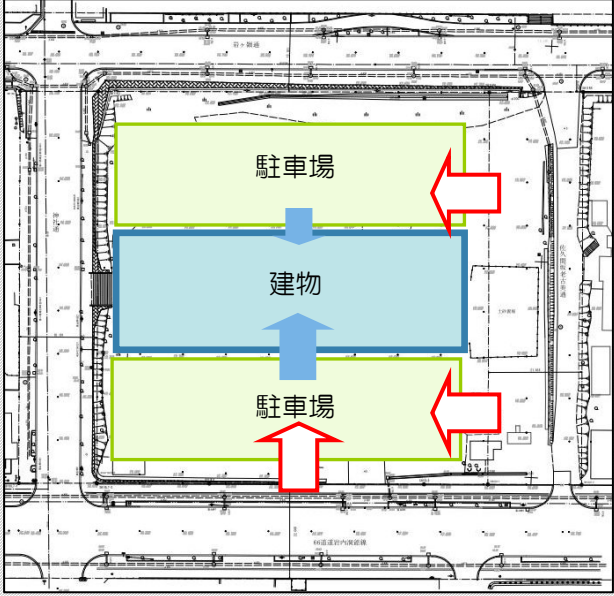
■表6 敷地・建物利用比較表01

新庁舎等の方向	新庁舎等の位置比較表					
東西方向	A1案(北側配置)		A2案(中央配置)		A3案(南側配置)	
						
	○		○		△	
	P1	○ 1. 大きな面積の駐車場へ2方向から出入できる。	P1	○ 1. 中程度の面積の駐車場へそれぞれ出入できる。	P1	× 1. 大きな面積の駐車場へ1方向からの出入しかない。
P2	○ 2. 周辺建物の向きと調和がとれている。 △ 3. 海側道路への圧迫感がある。	P2	○ 2. 周辺建物の向きと調和がとれている。 ○ 3. 海側道路への圧迫感がない。	P2	○ 2. 周辺建物の向きと調和がとれている。 △ 3. 山側道路への圧迫感がある。	
P3	○ 4. 山側道路に対する正面性がある。 ○ 5. 街から見たときの案内性がよい。	P3	○ 4. 山側道路に対する正面性がある。 ○ 5. 街から見たときの案内性がよい。	P3	△ 4. 山側道路に対する正面性がない。 △ 5. 街から見たときの案内性がよくない。	
南北方向	B1案(西側配置)		B2案(中央配置)		B3案(東側配置)	
						
	△		△		×	
	P1	○ 1. 大きな面積の駐車場へ2方向から出入できる。	P1	○ 1. 中程度の面積の駐車場へそれぞれ出入できる。	P1	× 1. 大きな面積の駐車場へ1方向からの出入しかない。
P2	△ 2. 周辺建物の向きと合っていない。 ○ 3. 海側道路への圧迫感がない。	P2	△ 2. 周辺建物の向きと合っていない。 ○ 3. 海側道路への圧迫感がない。	P2	△ 2. 周辺建物の向きと合っていない。 ○ 3. 海側道路への圧迫感がない。	
P3	△ 4. 山側道路に対する正面性がない。 △ 5. 街から見たときの案内性がよくない。	P3	△ 4. 山側道路に対する正面性がない。 △ 5. 街から見たときの案内性がよくない。	P3	△ 4. 山側道路に対する正面性がない。 △ 5. 街から見たときの案内性がよくない。	

2) 新庁舎等の位置詳細比較検討

前比較の検討を踏まえ、新庁舎等を敷地の東西方向とした場合の、北側配置と中央配置についてさらに詳細な比較検討を行った結果、新庁舎等の建設位置については、『中央配置』とします。

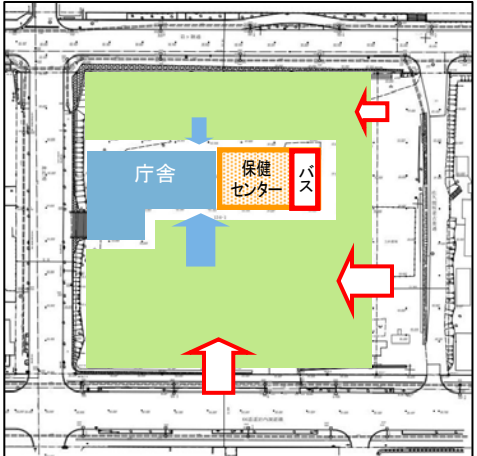
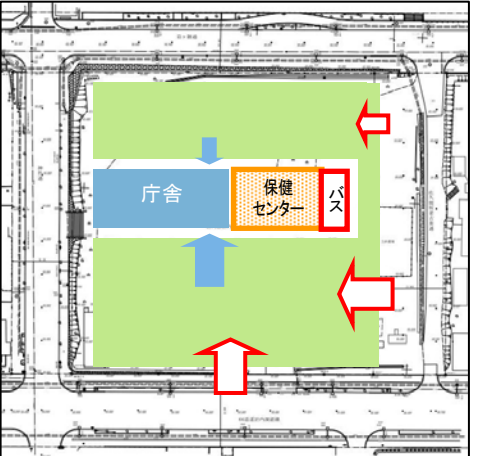
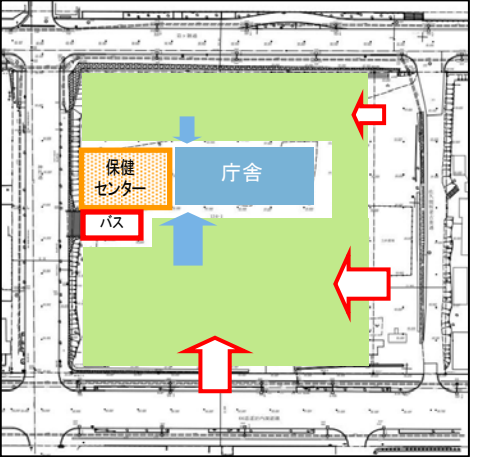
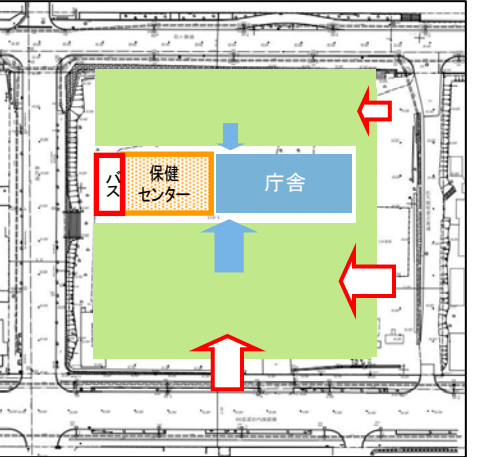
■表7 敷地・建物利用比較表02

新庁舎等の方向	新庁舎等の位置比較表	
東西方向	<p data-bbox="468 363 676 394">A1案(北側配置)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> △ 1. 駐車場を公用車両駐車帯と一般車両駐車帯に明確に区分することがむずかしいため管理しにくい。 △ 2. 正面出入口と職員用出入口を分けることがむずかしいため、公用車車廻しと職員出入口を整備しにくい。 ○ 3. 駐車場は大きく1つとなっていることと、2ヶ所入口があり、除雪の効率がよく、堆雪スペースを確保しやすい。 △ 4. 駐車場の南側に駐車した場合、庁舎までの歩行距離が長くなる。 <p style="text-align: right;">△</p>
	<p data-bbox="468 1098 676 1129">A2案(中央配置)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1. 駐車場を公用車両駐車帯と一般車両駐車帯に明確に区分できるため、管理しやすい。 ○ 2. 正面出入口と職員用出入口を別に設け、公用車車廻し、職員出入口を分けて整備できる。 △ 3. 駐車場は2つに分けられているため、一体整備の駐車場に比べて除雪の効率が悪く、堆雪スペースも確保しにくい。 ○ 4. 駐車場のどこからでも庁舎までの歩行距離が短くなる。 <p style="text-align: right;">○</p>

3) 新庁舎等の配置及び階数比較検討

前比較の結果を踏まえ、庁舎機能及び保健センター機能の1階レイアウトについて、各機能の配置及び階数の観点から4つのパターンの比較検討を行った結果、『敷地西側に庁舎』、『敷地東側に保健センター』を整備することとします。

■表8 敷地・建物利用比較表03

新庁舎等の方向	新庁舎等の配置及び階数比較表			
東側 保健センター 西側 庁舎	<p style="text-align: center;">A2-1案 2.5階</p> 	<p style="text-align: center;">A2-1案 3階</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1. 南側外観を単純にきれいにまとめることができる。 ○ 2. 検診車車庫が東側にあるため、検診車が入りやすい。 △ 3. 建築面積が少し大きい。 <p style="text-align: right; font-size: 2em;">○</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1. 南側外観を単純にきれいにまとめることができる。 ○ 2. 検診車車庫が東側にあるため、検診車が入りやすい。 ○ 3. 建築面積が小さい。 <p style="text-align: right; font-size: 2em;">○</p>
	東側 庁舎 西側 保健センター	<p style="text-align: center;">A2-2案 2.5階</p> 	<p style="text-align: center;">A2-2案 3階</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1. 南側外観を単純にきれいにまとめることができる。 × 2. 検診車車庫が西側にあるため、検診車が入りにくい。 △ 3. 建築面積が少し大きい。 <p style="text-align: right; font-size: 2em;">△</p>

4) 新庁舎等の配置及び階数詳細比較検討

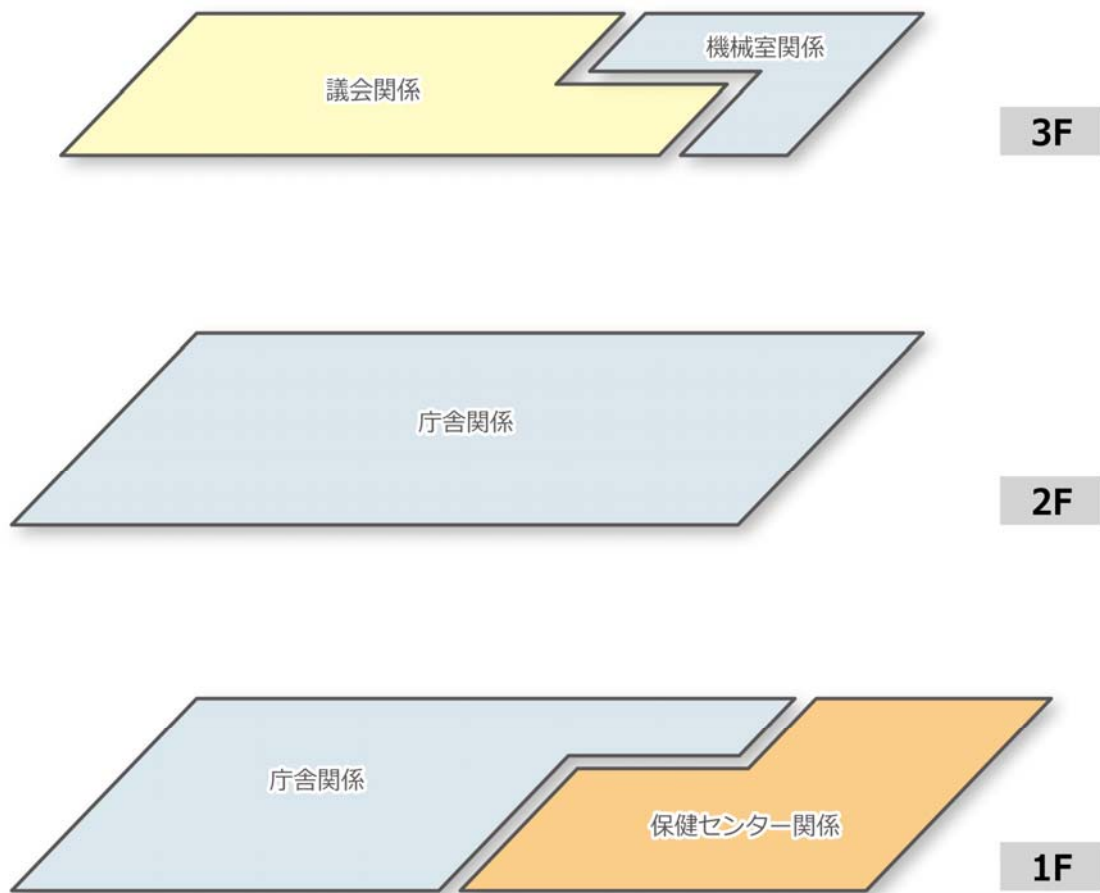
前比較の結果を踏まえ、庁舎機能を敷地西側、保健センター機能を敷地東側に整備した場合の建物の階数について比較検討を行った結果、階数を『3階』とすることとします。

■表9 敷地・建物利用比較表04

新庁舎等の方向		新庁舎等の配置及び階数比較表	
東側 保健センター 西側 庁舎		<p>A2-1案 2.5階</p> <p>2階 議会スペース</p>	<p>A2-1案 3階</p> <p>3階 議会スペース</p>
	敷地	<ul style="list-style-type: none"> △ 1. 建築面積が大きい。 △ 2. 駐車台数が少ない。 △ 3. 駐車場形状が複雑なため、冬期の除雪作業に支障がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1. 建築面積が小さい。 ○ 2. 駐車台数が多い。 ○ 3. 駐車場形状が単純なため、冬期の除雪作業が容易。
建物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1. 庁舎全体の建設費用はほとんど変わらない。 <ul style="list-style-type: none"> ・基礎部分の建設費用がかかる。(建築面積が大きいため) ・3F部分の建設費用がかからない。 ○ 2. 共用部面積が小さい。(1・2Fは共通) (PH階は1階段と最小限の廊下) <ul style="list-style-type: none"> ・清掃費など、維持管理コストがかからない。 ・冷暖房費など、運用エネルギー費がかからない。 △ 3. 建物形状がいびつになるため、採光・換気の点で不利。 △ 4. 一体的な執務スペースが確保しにくいいため、将来的な組織改編等に対応しにくい。 △ 5. 議会スペースの独立性を確保しにくい。 ○ 6. 議会関連室が庁舎執務室と一体的に利用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1. 庁舎全体の建設費用はほとんど変わらない。 <ul style="list-style-type: none"> ・基礎部分の建設費用がかからない。(建築面積が小さいため) ・3F部分の建設費用がかかる。 △ 2. 共用部面積が大きい。(1・2Fは共通) (3Fには、2階段、EV、廊下、トイレ) <ul style="list-style-type: none"> ・清掃費など、維持管理コストがかかる。 ・冷暖房費など、運用エネルギー費がかかる。 ○ 3. 建物形状が、単純になるため採光・換気の点で有利 ○ 4. 一体的な執務スペースが確保しやすいため、将来的な組織改編等に対応しやすい。 ○ 5. 議会スペースの独立性を確保しやすい。 △ 6. 議会関連室が庁舎執務室と一体的に利用できない。 	

(5) 階構成(グルーピング)素案

1) 階構成

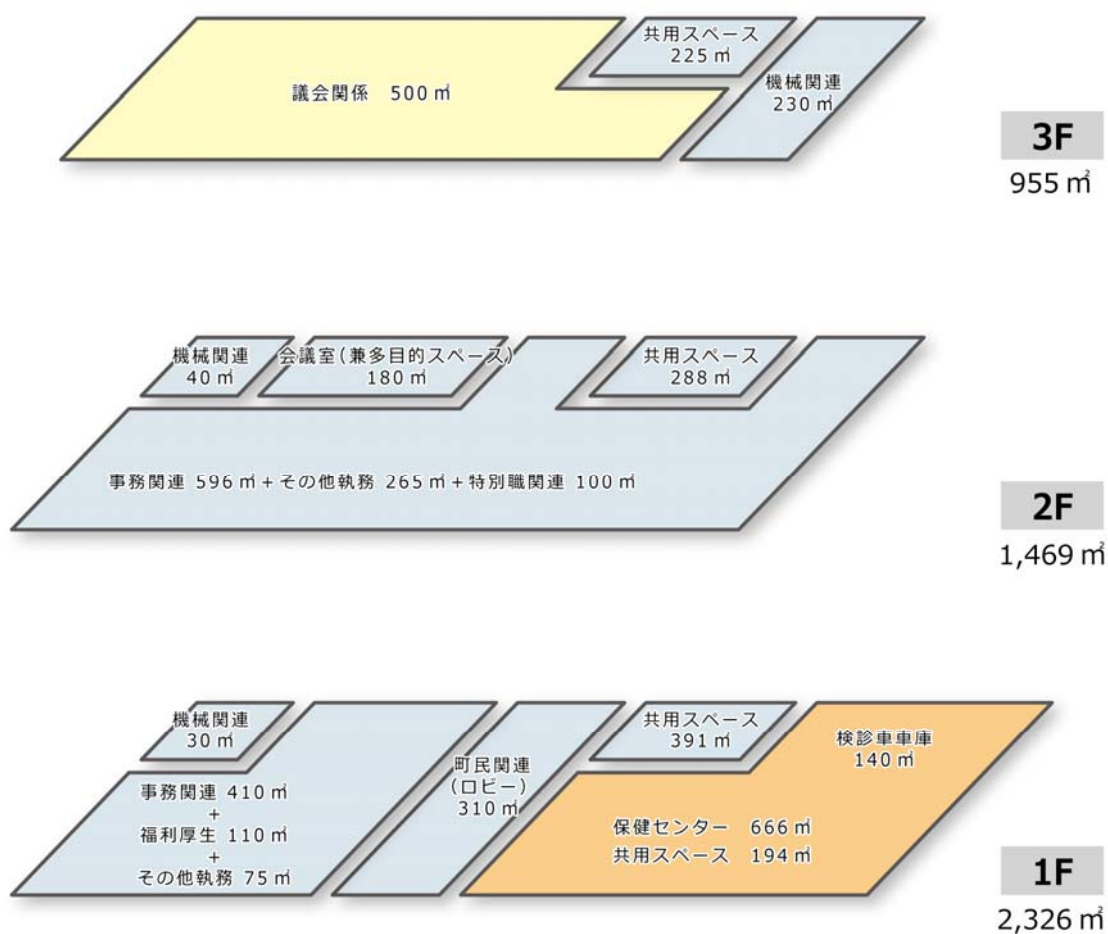


■図6 階構成

- ・ 1階は、町民がよく利用する庁舎機能、保健センター機能を配置します。
また、保健福祉部門の保健センターへの配置を検討します。
- ・ 2階は、1階以外の庁舎機能を配置します。
- ・ 3階は、議会関係を配置します。

2) グループینگ

庁舎の各階に配置する空間別の概算面積。(基本設計で変更の可能性があります)



合計 4,750 m²

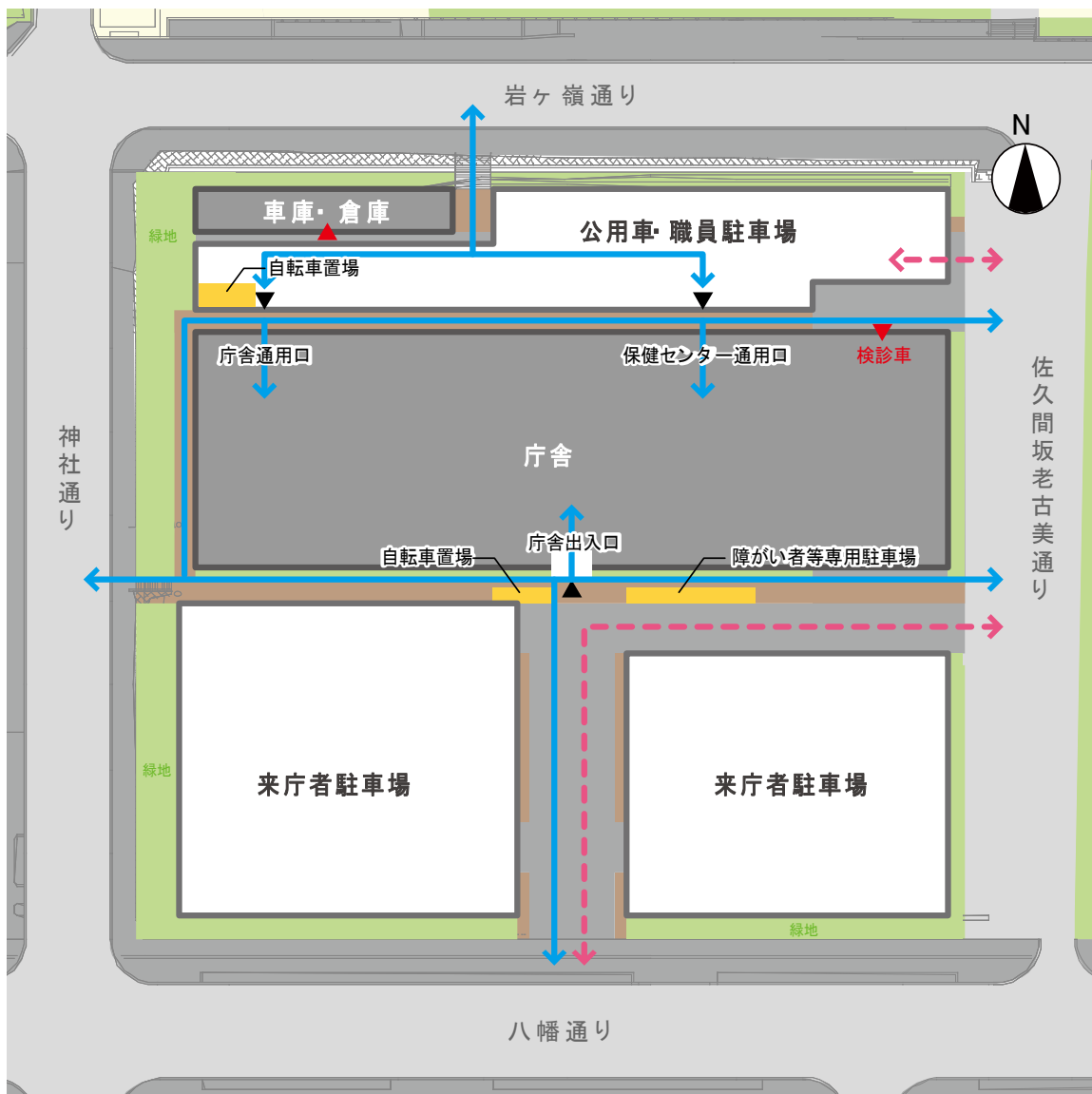
■図7 グループینگ

(6) ゾーニング素案

1) 配置ゾーニング

中央に庁舎を配置し、南側に来庁者駐車場を配置します。北側には公用車車庫・倉庫を配置し、公用車駐車場・職員駐車場を整備します。

障がい者等専用駐車場は、庁舎出入口の近くに配置します。自転車置場は庁舎出入口付近及び庁舎通用口付近にそれぞれ配置します。



← 歩行者動線

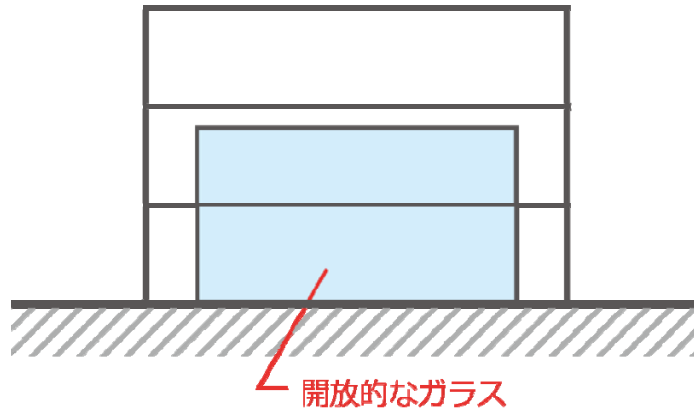
← 車両動線

■ 図8 配置ゾーニング

(7) 立面・断面の考え方

1) 立面の考え方

南面はオープンな執務空間や町民が利用する待合スペースの設置を検討していることから、ガラスを使った開放的な立面を計画します。開放感ある南面は町民にとって親しみやすさを与えます。



■図9 南立面イメージ

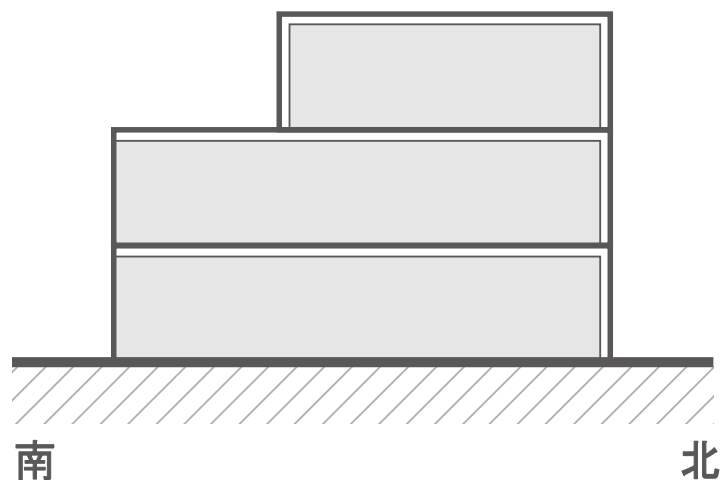
2) 断面の考え方

1階の待合・受付カウンター・執務室の天井高は、町民の立位での高さを考慮し、3.0m程度とします。

2階の執務室の天井高は、2.7m程度とします。

議場と検診車庫の天井高は、4.0m程度とします。個室的な居室についての天井高は、2.5~2.7m程度とします。給湯室や便所などは2.4m程度とします。

3階の南側にボリューム感を与えないようにし、利用する町民に圧迫感を与えないように配慮します。



■図10 断面イメージ

2-6. 設備の考え方

(1) 電気設備の方針

庁舎としての安全性や信頼性、快適性、省エネルギー性を考慮した計画を行います。

1) 電灯設備

- ・照明器具は高効率かつ省電力型のものを主体として導入します。
- ・省エネのため、スイッチは細分化し省電力化を図る計画をします。
- ・トイレ等は人感センサーによる自動点滅とし、消し忘れを防止します。

2) 受変電設備

- ・保守性を考慮して、キュービクル式高圧受変電設備を電気室に設置します。
- ・変圧器等はトップランナー変圧器などの高効率タイプの設置を計画します。

3) 静止型電源装置

①直流電源装置

非常照明は、蓄電池設備、蓄電池内蔵型器具の採用など、経済的な比較検討をします。

②無停電電源設備

サーバーや端末 PC 等の重要機器については、個別に無停電装置（UPS）を設置します。

4) 自家発電設備

- ・庁舎内の重要機器への停電時の電源供給用として、自家発電設備を設置します。
- ・電源供給先は、災害時の活動拠点となるエリアを中心とした照明、コンセント、給排水ポンプ等とします。

5) 構内情報通信網設備

- ・庁内ネットワーク工事については、システムとしての保証を明確にするために別工事とし、本工事では空配管を準備します。また将来の組織改編や用途変更、情報システムの変化による設備更新などにも対応できるように、執務スペース等ではOAフロアの採用を検討し、自由な配線が可能な計画とします。

6) 館内電話交換設備

- ・将来の組織改編や用途変更、情報システムの変化による設備更新などにも対応できるように、ダイヤルインや内線通話が可能な館内電話交換設備の構築を計画します。

7) 情報表示設備

- ・来庁者に対し、庁舎内の施設案内、町政情報、町内のイベント情報等の表示を計画します。
- ・庁内の時刻統一のため、電波時計の各所設置を計画します。

8) 映像・放送設備

- ・議場、委員会室等に、用途に応じた放送設備の設置を計画します。
- ・議会中継の映像配信を計画します。

9) 拡声設備

- ・館内用の放送設備については、非常放送設備を兼ねた放送設備を計画します。

10) 誘導支援設備

- ・多機能トイレに、緊急時の呼出のための設備を設置します。
- ・夜間の来館者や介助が必要な方の来訪に考慮して、インターホンの設置を計画します。

11) テレビ共同受信設備

- ・テレビ共同受信設備は、共同アンテナ方式とし、UHF、BS 放送が視聴できるよう計画します。

(2) 機械設備の方針

1) 冷暖房空調設備

- ・冷房を必要とする室に対し、室温条件等に応じて適切に冷房できるよう計画します。

◆冷房計画室 …… 議場・コンピューター室・通信室

- ・事務スペース・会議室・保健センター・議場等は、換気と兼ねて各階設置空調機と、個別暖房機等を併用し暖房することを計画します。
- ・個室等は、個別暖房機等を設置し、個別暖房します。
- ・非常時に備え、灯油備蓄タンクの設置を計画します。
- ・省エネルギーなシステムとして、年間を通して安定した能力を出力する地中熱ヒートポンプ等の設置による、1F エントランスホール等の床暖や冷房等への利用を検討します。

2) 換気設備

- ・小さい個室・トイレ等は、個別の熱交換換気扇を設置し、換気することを計画します。(熱交換換気扇を設置することにより、換気排熱を有効に回収します)
- ・給湯室等の部屋は、人感センサータイプの換気扇を設置することを計画します。

3) 給水設備

- ・上水道本管より引き込みを行い、非常時対応の為、機械室に設置した受水槽に水を供給します。
- ・3F 機械室に設置した受水槽から、各階へと非常時でも給水できるよう計画します。
- ・受水槽容量は「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説 建設大臣官房官庁営繕部監修」を利用し計画します。

◆現段階の想定受水槽容量：10.4 m³

4) 給湯設備

- ・利用形態・給湯箇所の配置等を考慮し、局所方式による給湯を計画します。
- ・各所トイレの洗面器下に小型電気温水器を設置し給湯します。また、給湯室には飲料用の電気温水器を設置し、給湯します。

5) 排水設備

- ・基本的には自然流下で下水道本管に放流することを計画します。また、災害時の下水道断絶に備え、非常用汚水貯留槽を地下ピットに計画します。
- ・排水槽容量は「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説 建設大臣官房官庁営繕部監修」を利用し計画します。

◆現段階の想定排水槽容量：13.4m³

3. 事業計画

3-1. 事業費

基本計画段階における概算事業費につきましては、庁舎に求められる機能・設備などからおおよそ必要となる面積の積み上げを行い、これに最近の類似構造施設の工事費単価を乗じて求めた概算工事費に、設計費等を加え、次のとおり算定しました。

なお、概算工事費については、施設の構造やデザイン、内装・外装や設備内容などの仕様により大きく異なるほか、新庁舎建設時点での建設資材の価格変動などにも影響されることから、あくまで現段階における算定結果とし、具体的な事業費の算定については、今後実施する「基本設計」「実施設計」の段階で、より正確に積算することとします。

■表 10 概算工事費

項 目		金額（千円）	備考
建築工事費	役場庁舎工事費 3,750 m ² × 310 千円/m ²	1,162,500	
	保健センター工事費 1,000 m ² × 310 千円/m ²	310,000	
	工事費計	1,472,500	
設計費等	設計費	65,000	
	工事監理費	16,000	
	設計費等計	81,000	
合 計		1,553,500	

※ 既存庁舎建物解体・撤去、移転にかかる費用等については別途算定します。

※ 基礎杭にかかる費用については、地質調査結果に応じて別途算定します。

※ 外構・植栽、駐車場、道路整備にかかる費用等については、別途検討します。

3-2. 財源確保の見通し

新庁舎等の建設に要する事業費の財源については、役場庁舎建設基金、起債などを充当することとなります。

庁舎本体の建設以外に、外構整備においても庁舎関連で整備する部分と保健福祉関連で整備する部分を十分に検討し、有効に起債を活用する必要があります。

維持管理費の軽減を図る計画も同時に進める必要があります。

なお、新エネルギーの導入事業や防災関連対策事業に係る国等の新たな補助事業についても、導入に向けて検討を行うものとします。

資 料

1. 検討の状況

年 度	年 月 日	検 討 事 項 等
平成 23 年度	H23. 4.26	第 7 回役場庁舎建設等検討会【作業部会】 ・今後の作業日程等について
	H23. 5.25	役場庁舎建設等検討会【作業部会（施設・環境）】（視察） ・先進施設視察実施（1カ所）
	H23. 6. 2	役場庁舎建設等説明会 ・基本構想について（1団体）
	H23. 6. 3	役場庁舎建設等検討会【作業部会（庁舎・事務管理）】（視察） ・先進施設視察実施（1カ所）
	H23. 7.25	第 8 回役場庁舎建設等検討会【作業部会】 ・基本計画中間報告（案）について ・各部会の活動状況について
	H23. 7.26 H23. 7.27	役場庁舎建設等検討会【作業部会（町民サービス）】（視察） ・先進施設視察実施（5カ所）
	H23. 8. 1	第 9 回役場庁舎建設等検討会 ・庁舎ボリューム（階数）の検討について
	H23. 8. 8	第 10 回役場庁舎建設等検討会 ・基本計画中間報告（案）について
	H23. 8.18	第 11 回役場庁舎建設等検討会 ・基本計画中間報告（案）修正について
	H23. 8.25	岩内町議会役場庁舎問題特別委員会 ・基本計画中間報告の策定報告
	H23. 8.29～ H23. 8.31	役場庁舎建設等検討会【作業部会（施設・環境）】（視察） ・先進施設視察実施（8カ所）
	H23. 9.26～ H23.10.17	職員からの意見募集 ・基本計画中間報告について
	H23. 9.28 H23. 9.29	役場庁舎建設等検討会【作業部会（庁舎・事務管理）】（視察） ・先進施設視察実施（2カ所）
	H23.10.1	町民周知（広報紙・ホームページ） ・基本計画中間報告について
	H23.10. 3～ H23.10.17	パブリックコメント ・基本計画中間報告について
	H23.10.5	第 9 回役場庁舎建設等検討会【作業部会】 ・視察報告書（案）の検討について
	H23.10.14	第 12 回役場庁舎建設等検討会 ・作業部会による視察結果報告等について
	H23.10.15 H23.10.16	町民懇談会 ・基本計画中間報告について
	H23.10.28	第 13 回役場庁舎建設等検討会 ・基本計画（案）について

H23.10.30	役場庁舎建設等説明会 ・基本計画中間報告について（1団体）
H23.11.9	第10回役場庁舎建設等検討会【作業部会】 ・各階の配置部署について ・各階の構成について
H23.11.18	第14回役場庁舎建設等検討会 ・基本計画（案）修正について
H23.11.28	岩内町議会役場庁舎問題特別委員会 ・基本計画の策定報告

2. 役場庁舎建設等検討会名簿

職 名	氏 名	備 考
町長	上 岡 雄 司	
副町長	吉 田 良 美	
教育長	表 芳 弘	
総務部長	田 中 敏	
民生部長	石 田 芳 穂	
企画経済部長	小 熊 孝 幸	
建設水道部長	鎌 塚 徹	
会計管理者	福 嶋 哲 哉	
議会議務局事務局長	高 野 禎 実	
教育委員会教育次長	伊 藤 弘 康	
総務部総務財政課課長(総務担当)	老 田 雅 貴	
総務部総務財政課課長(財政担当)	瀬 川 賢	
民生部保健福祉課課長(介護福祉・保健指導担当)	井 口 元 喜	
企画経済部企画産業課課長(水産農林担当)	坂 本 慎 一	
企画経済部企画産業課課長(企業誘致担当)	丸 屋 健 市	
建設水道部建設住宅課課長(土木・港湾・管理担当)	木 村 清 彦	
建設水道部建設住宅課課長(建築担当)	中 村 浩	
建設水道部建設住宅課課長(事務・公営住宅担当)	猪 口 仁	
建設水道部上下水道課課長(上水道担当)	世 良 光 弘	
教育委員会教育課課長(総務・学校教育担当)	手 塚 良 人	
総務部税務課係長(課税)	中 川 馨	
総務部総務財政課課長(合併・情報公開・協働・庁舎建設担当)	佐 藤 博 樹	(事務局)
総務部総務財政課係長(総務)	久 崎 秀 人	(事務局)

3. 役場庁舎建設等検討会作業部会名簿

部会名	職名	氏名	備考
町民サービス部会	教育課課長(総務・学校教育担当)	手塚良人	部会長
	税務課主事(課税)	赤坂真紀	
	上下水道課主事(上下水道事務)	阿久津隆二	
	保健福祉課主事(社会福祉)	竹内佳祐	
庁舎・事務管理部会	建設住宅課課長(事務・公営住宅担当)	猪口仁	部会長
	税務課係長(評価)	平野裕之	
	企画産業課係長(企画)	中村輝幸	
	総務財政課主事(財政)	斉藤仁志	
施設・環境部会	建設住宅課課長(土木・港湾・管理担当)	木村清彦	部会長
	税務課係長(徴収)	村山清幸	
	建設住宅課係長(建築)	土居建郎	
	企画産業課主事(商工労働観光)	玉田希望	
(事務局)	総務財政課課長(庁舎建設担当)	佐藤博樹	
	総務財政課係長(総務)	久崎秀人	

岩 内 町

HOKKAIDO IWANAI TOWN

岩内町役場庁舎等建設基本計画

- 発行／北海道岩内郡岩内町（平成23年11月）
- 編集／岩内町総務部総務財政課（庁舎建設担当）
岩内町建設水道部建設住宅課（建築担当）
- 〒045-8555 北海道岩内郡岩内町字清住258番地
TEL 0135-62-1011(代表)
FAX 0135-62-3465
- ホームページアドレス
<http://www.town.iwanai.hokkaido.jp>
- メールアドレス
iw014028@siren.ocn.ne.jp